

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表9号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成29年9月4日

大磯町監査委員 高野澤 均  
大磯町監査委員 奥津 勝子

## 監査結果報告書

1. 監査の種類  
定期監査

2. 監査年月日  
平成 29 年 7 月 12 日（水）

3. 監査対象の課等  
教育部生涯学習課（生涯学習・郷土資料館分）

4. 監査の期間、範囲、事務  
監査対象期間：平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日）  
監査実施期間：平成 29 年 5 月 15 日～7 月 12 日  
監査範囲：平成 28 年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行  
事務方法：平成 29 年度大磯町監査基本計画に基づき実施し、監査対象課から事前に監査資料の提出を求め、書類を監査するとともに、事前調査と関係職員から事情聴取を実施した。

5. 所掌事務の概要  
社会教育の振興、芸術文化の振興、生涯学習情報の収集及び提供、生涯学習館の管理及び運営、文化財保護行政、郷土資料の収集、保管及び展示、郷土資料館の管理及び運営に関する事務等を行っている。

6. 監査結果  
平成 28 年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

（意見・要望）

- ・旧吉田茂邸及びリニューアルした郷土資料館は、町の顔となる重要な施設であり、多様な取組みを進め、入館者や来訪者の継続的な確保に努められたい。